

**柏崎刈羽原子力発電所における高圧ガス保安法に基づく
工事手続きに関する新潟県への届出について**

平成 23 年 2 月 15 日
東京電力株式会社
柏崎刈羽原子力発電所

当所では、他社の原子力発電所において、高圧ガス保安法*に基づく工事の手続き漏れが確認された事象を踏まえ、同様の事象がないか自主的に調査を進めてまいりましたが、当所においても手続き漏れが確認されたことから、本日、新潟県に対して必要な届出を行いましたのでお知らせいたします。

【調査結果】

高圧ガス保安法に基づく工事手続きの状況について調査した結果、当所において手続き漏れが3設備で5件確認されました。

手続き漏れが確認された設備は、いずれも原子炉の安全性に影響のあるものではなく、また、工事を行った際の検査やこれまで実施してきた定期的な点検等により健全性を確認しております。

号機	設備名	設備数	手続き漏れ件数	手続き状況
1号機	発電機に付属する窒素ガス設備	1設備	1件	調整中*
5号機	発電機に付属する窒素ガス設備	1設備	1件	届出済
7号機	配管腐食防止用酸素ガス設備	1設備	3件	届出済

※調整中：1号機の「発電機に付属する窒素ガス設備」については、現在、新潟県への届出に必要な書類等について調整中であり、準備が整い次第、届出する予定。

【今後の対応】

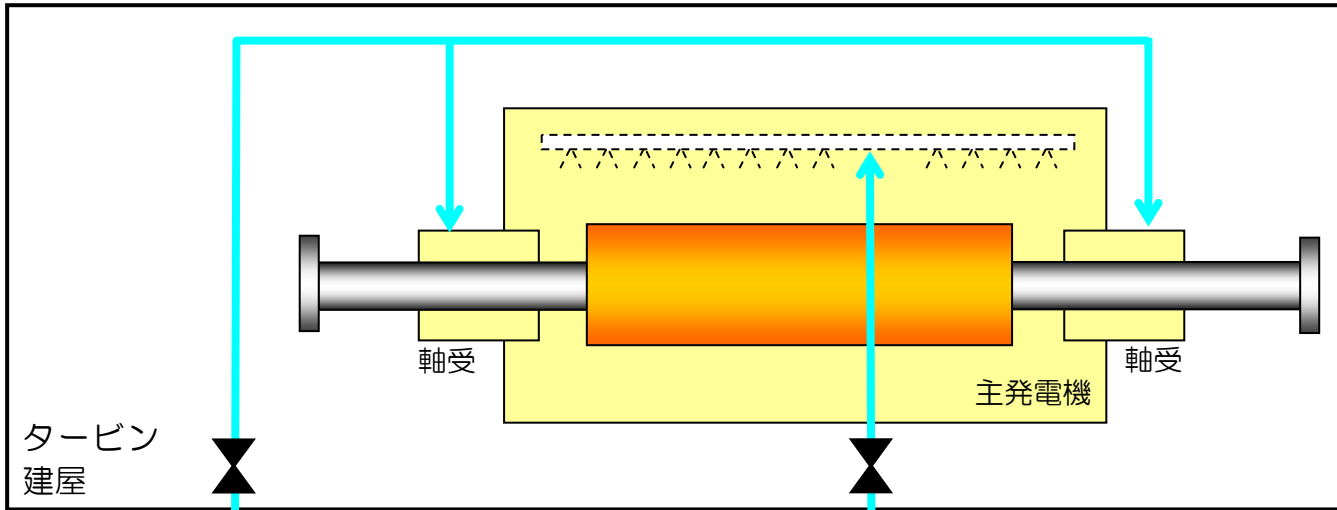
手続き漏れが確認された設備について、本日、新潟県に対して必要な届出を行いました。手続き漏れが発生した原因については、手続きに関する確認が十分ではなかったものと考えておりますが、今回の事象を踏まえ、今後、再発防止対策を検討してまいります。

以 上

*** 高圧ガス保安法**

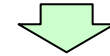
高圧ガスによる災害を防止するため、高圧ガスの製造、貯蔵、販売、移動等の取扱いを規制するとともに、保安に関する自主的な活動を促進し、公共の安全を確保することを目的としている。高圧ガス施設の規模に応じて、施設の設置や変更の際に都道府県知事の事前の許可、または軽微なものは事後の届出を義務づけている。

柏崎刈羽原子力発電所における高圧ガス保安法に基づく 工事手続きに関する新潟県への届出について（1）



【事象の概要】

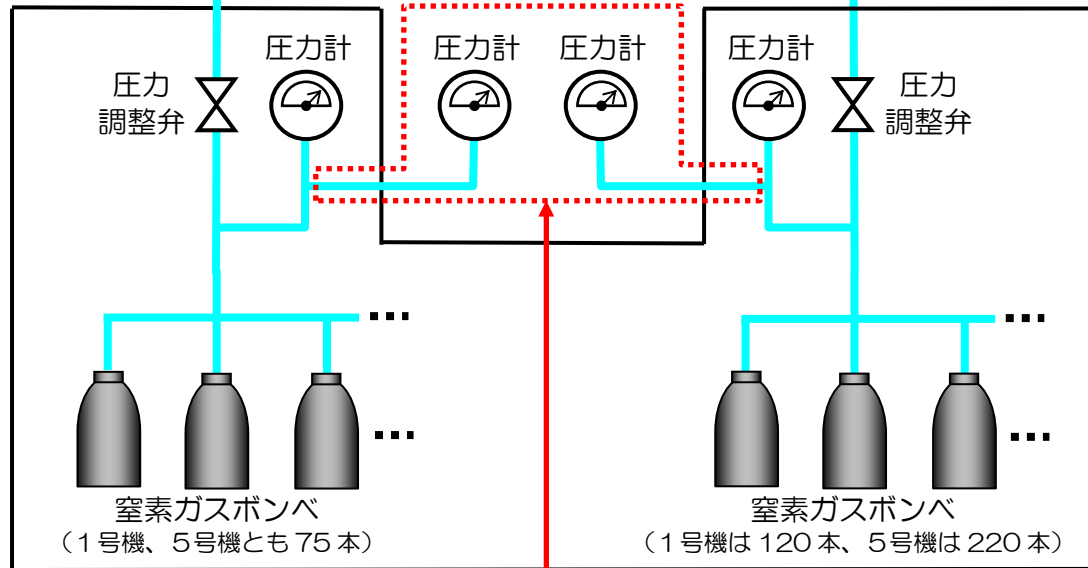
1号機および5号機の発電機用ポンベ建屋において、防災用窒素ガスの圧力を同建屋の外から監視できるように、それぞれ圧力計2台と付属する配管を追設したもの。



- 1号機の場合、高圧ガス保安法の第二種貯蔵所にあたり、位置、構造又は設備の変更の工事をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に届け出なければならなかった。
(当該工事は平成12年3月に実施)
＜届出漏れ：1件＞

- 5号機の場合、当該施設は工事実施当時、高圧ガス保安法の第一種貯蔵所にあたり、位置、構造又は設備の変更の工事をしようとするときは、都道府県知事の許可を受けなければならなかった。
(当該工事は平成12年9月に実施)
＜許可申請漏れ*：1件＞

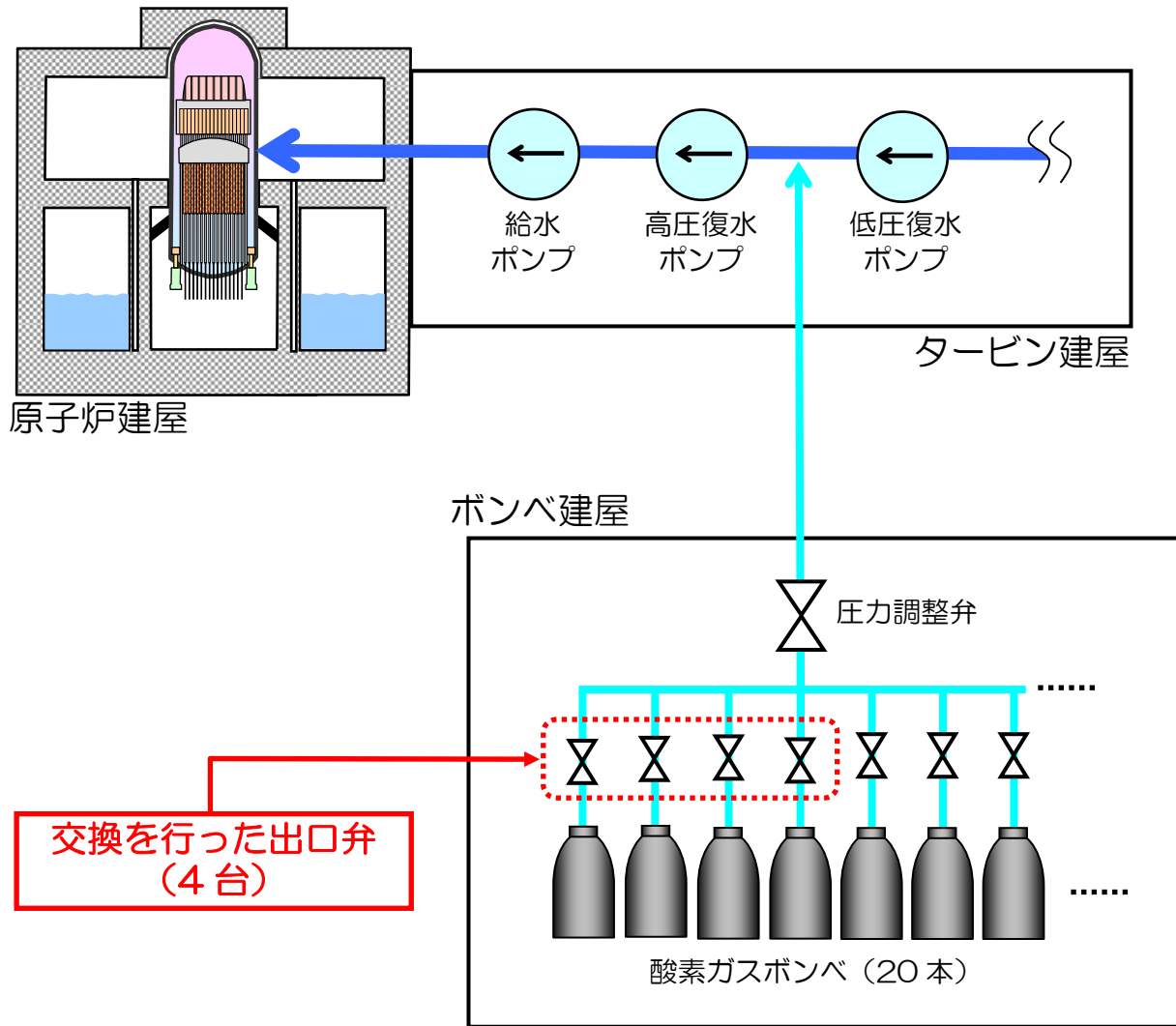
*5号機の当該施設は、平成12年当時は第一種貯蔵所に該当したため、工事にあたり「許可申請」が必要であった。その後、第二種貯蔵所へ変更していることから、今回、手続き漏れを是正するため新潟県へ「届出」を行った。



追設した圧力計および配管

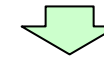
注) 1号機および5号機に同様の設備が各々設置されている。

柏崎刈羽原子力発電所における高圧ガス保安法に基づく 工事手続きに関する新潟県への届出について（2）



【事象の概要】

7号機において、給・復水系の配管内面の腐食防止のための酸化皮膜を生成させるために注入している、酸素ガスのポンベ出口弁のグランド部より漏れが確認されたため、当該弁の交換を実施したものを。



● 7号機の場合、当該施設が高圧ガス保安法の第一種製造施設にあたり、当該工事は高圧ガス保安法で定める軽微な変更の工事にあたるため、この工事後遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならなかった。

(当該工事は、平成17年6月、平成18年7月、平成19年3月の3回実施)

<届出漏れ：3件>

柏崎刈羽原子力発電所 7号機の酸素ガス系統概略図